

## 母国への一時帰国を予定されているみなさんへ

東 北 大 学

現在、日本国政府では、各国に「渡航中止勧告」又は「不要不急の渡航中止」を継続して発出しており、また変異ウイルス感染者が確認された国・地域が増えていますので、東北大学は国・地域を問わず不要不急の海外渡航（私事渡航を含む）を中止とすることを引き続き要請しています。

やむを得ない理由（家族行事への出席、介護等）で母国への一時帰国を考えている場合は、日本外務省のウェブサイトを参照し、自分が再入国の要件を満たしているか、母国は入国拒否対象国・地域となっているか、また、新型コロナウイルス感染症に関する検査を母国で受検できるかなどを確認してください。そのうえで、母国への一時帰国及び日本への再入国を希望する場合は、必ず自身の指導教員または世話教員を通じて所属部局長に事前に相談のうえ、渡航の許可を得てください。

日本国政府は、再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者で所定の手続を経た者に対し、出国日に拘わらず再入国を認めることを決定しました。

外務省HP「在留資格を有する外国人の再入国について」:

(英文) [https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e\\_001074.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001074.html)

一方で、各国で変異ウイルス感染者が確認され、日本では緊急事態宣言が出されるなど、水際対策措置は強化されています。検疫ルールは下記外務省HPを確認するようにしてください。

外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

(英文) [https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e\\_001053.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001053.html)

外務省HP「有効な「出国前検査証明」フォーマット」

(英文) [https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e\\_000334.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html)

母国への一時帰国及び日本への再入国が所属部局長から認められた場合は、次の情報等を所属部局の担当係に提出してください。

必要な情報：渡航目的、渡航期間、現在の日本での居住先、日本への再入国後の居住先、再入国後14日間の待機場所等

再入国にあたっては、日本国が定めた検疫ルールに従ってください。検疫ルールは上記外務省HPを常に確認し、最新の情報を得てください。

健康観察期間は、入国日の翌日から14日間なので、宿泊予約は15泊16日必要です。

待機場所は、ホテルの他に自宅等も可能ですが、本学の学生寄宿舍又は職員宿舎は使用できませんので、ご注意ください。

なお、母国を出国する際の新型コロナウイルス感染症に関する検査で陽性となった場合や、到着空港での検疫体制、日本政府の水際対策措置の変更などによっては、希望する時期に再入国できない可能性があるので十分注意してください。